

中世後期の「補任」「系図」

——その書写者と注記に注目して

上 嶋 康 裕

日本史学専門 博士後期課程2年

1. 調査目的

本稿は、中世後期における「補任」「系図」の書写活動や、現存するそれらの諸書写本の注記情報に注目して、書写者と注記情報との関係性を検討し、当該期の朝廷・公家社会の特質を明らかにすることを目的とする。

そもそも「補任」や「系図」は、公家の官職経歴や血筋・家族を確認するために必要な編纂記録である。

南北朝期に洞院公定が編集した系図集である尊卑分脈（厳密には、尊卑分脈という名称は、^(1688~1704)元禄年間に水戸藩の修史担当者によって採用されたものである¹⁾は、公定以後の近世初頭に至るまで書き継ぎがなされており、それが現在確認できる形に成立している²⁾。尊卑分脈には、系図に付して、個人の履歴官位や事績などの注記が確認できる。

また、神武天皇の時代から明治元年にいたる官員録である公卿補任は、その土台となる「補略」を毎年作成・修正・保存し、それをもとに公卿補任の形態に書き継ぐ作業が繰り返された結果、現在確認できる形に成立している³⁾。公卿補任には、個人の官位姓名に付して、その下部に、尻付記事として兼官・儀式時の役・地方下向の注記や、各人が公卿補任初出の際には本人の父母と初出以前の官歴・行状などの記載をもつ個人伝などが確認できる。

なお、本稿においては、中核となる2つの史料について、次のように表記する。より一般的名詞として表記する場合には、公卿補任・尊卑分脈として「』『』などを付さず示す。また、新訂増補国史大系本の公卿補任・尊卑分脈については、『公卿補任』・『尊卑分脈』として二重カギカッコで示す。そして、『公卿補任』・『尊卑分脈』を刊行の際に校合に用いられた諸書写本や校合に用いられていない諸書写本については、三条西本「公卿補任」や谷森本「尊卑分脈」などとして書写本の名前＋一重カギカッコで示す。

本稿が、両書の諸書写本の注記情報に着目する理由は、以下の4点からである。

① 公卿補任の尻付記事には、戦国期の部分に公家の地方下向が集中的に記載されている。これを諸本に注意して検討すると、『公卿補任』の底本である宮内庁書陵部御系譜掛本（日野西本ともいう、以下、日野西本「公卿補任」とする）には、地方下向の記事がかなり抜けており、補訂に使用された三条西本「公卿補任」（永正^(1504~1528)・大永^(1532~1555)年間の部分に多い）及び山科本「公卿補任」（天文年間の部分に多い）が詳しい地方下向記事を載せている。下向記事の尻付は、「地方への下向を行わなかった公家（三条西実隆や山科言継）が、朝廷の官位昇進に際して優位に立つことができるために書き加えた」と指摘されている⁴⁾。官位昇進に際して優位に立つか否かの論点を差し置くとしても、書写本ごとに記載の有無・異同が存在することがわかる。

② 『尊卑分脈』の校合に使用された前田育徳会尊経閣文庫所蔵前田家訂正本「尊卑分脈」（以下、前田家訂正本「尊卑分脈」とする）のうち、内鷹呂孫日野流系図は、「尊卑分脈諸家系図中、尤も注記の詳しい系図であって、殊にその異本書入は他系図にみない詳細さを持っている。その内容は公卿の伝、官位等の注記等から人名附載に至る多方面に及んでいる」と指摘されている⁵⁾。詳細な注記情報を含む書写本の書写者は明らかにされていない。そもそも尊卑分脈内に奥書のあるところは少なく、奥書によって伝写の系統をみることは難しい。但し、宮内庁書陵部所蔵谷森本「尊卑分脈」（以下、谷森本「尊卑分脈」とする）の橘氏記述の奥や尊経閣文庫所蔵前田本「尊卑分脈」（以下、前田本「尊卑分脈」とする）の清和源氏・橘氏の記述の奥書には、吉田兼右が広橋兼秀家本を天文⁽¹⁵⁵²⁾21年3月に書写した事実が確認できる（広橋兼秀は内鷹呂孫日野流の一家広橋家の公家）。この奥書が尊卑分脈全体にかかるかは判然としない。しかし、内鷹呂孫日野流系図の異本書入が格段に詳細であることと、書写奥書に日野流の広橋兼秀が確認できることの間に、関係性がみられる可能性がある。

③ 公卿補任・尊卑分脈には、「何月何日被仰敷奏」

という注記が内膳孫日野流の家（広橋・日野・柳原など）の公家に記されている（その他戦国期の三条西家の公家にも確認できる）。「敷奏」とは、伝奏（ここでいう伝奏は武家伝奏ではなく天皇に取り次ぐ伝奏）の異称であると考えられ、戦国期の公家の伝奏就任に際して古記録上でも確認できる。日野西本「公卿補任」をはじめとして、「戦国期の正親町天皇以前の部分は、現存する公卿補任の書写本のほとんどが、山科言継の書写本（山科本「公卿補任」）にもとづくものであるが、その言継書写本の大部分（約5分の4）は広橋本で広橋兼秀から借り受けたものである」と指摘されている⁶⁾。「敷奏」の注記は、町広光（守光父）と広橋守光（兼秀父）とが記録等の抜書や勘例を集めた「守光公雑記」（成立時期は15世紀末頃とみられる）⁷⁾、兼秀の書写奥書をもつ『職事補任』⁸⁾、国立歴史民俗博物館所蔵広橋家旧蔵記録文書典籍類「永禄六年 補略」⁹⁾、兼秀編纂による弁官の任官・兼官・叙位等に関する諸例を集めた「弁官至要抄」⁽¹⁵³⁷⁾（天文6年頃までに成立）¹⁰⁾や兼秀書写である「異本公卿補任」¹¹⁾にも確認できる。これらの情報から、伝奏・武家伝奏を多く輩出している広橋家がかかわる「補任」「系図」において、とりわけ「敷奏」の注記が確認できる事実が明らかである。

④ 『公卿補任』⁽¹⁵⁵⁸⁾ 永禄7年～天正元年の公家の尻付に集中して確認できる「未」（＝未拝賀の略）は、戦国期においては該当期間以外にも公家の未拝賀が横行しているにもかかわらず、この期間のみに集中的に「未」という表記がなされている¹²⁾。これは、当該期間の書写がそれ以外の期間の書写とは性格を異にする可能性をもつ。また、広橋兼秀書写「異本公卿補任」と『公卿補任』との未拝賀記載を比べてみると、『公卿補任』の未拝賀記載のない弘治4年～永禄5年条においても、「異本公卿補任」には未拝賀の記載が確認できる⁽¹⁵⁵⁸⁾。つまり、①と同様に未拝賀についても、書写本ごとに記載の有無が存在することがわかる。

以上、①から④に掲げたように、両書には、書写本ごとに記載の有無・異同が非常に多いことがわかる。もちろん、公卿補任・尊卑分脈の書誌学的な検討は先達によってなされてきており、諸本の記載の有無・異同があることも指摘されている。但し、古記録との照合を丹念に行ないながら諸本の注記情報の異同とその事由までを検討することは、十分に行なわれてきたとは言いがたい。ましてや、諸本の注記情報の異同が何を意味するのかについては注意が払われておらず、両書の伝来・書き継ぎなどについて精査された研究が少な

いのが現状である。

さらに近年、日本史学・国文学の分野において、禁裏や公家の文庫を前近代における伝統的知識情報のデータベースとしてとらえ、その形成過程や蔵書の系譜を解明しようとする動きがみられる¹³⁾。公卿補任・尊卑分脈の注記情報に注目する本稿も、知識情報の生成過程を明らかにしようとする点で、近年の研究動向に資するところがあるといえよう。

2. 調査概要・調査成果

上記の調査目的のもと、『国史大系書目解説』¹⁴⁾を参照し、各関係史料の所蔵機関にて調査を行なった。ただし、『国書総目録』に掲げられるような公卿補任・尊卑分脈の全ての写本を検討できたわけではないことを、あらかじめお断りしておく。調査した機関と各史料の書誌情報については表1を参照していただきたい。

まずは公卿補任について確認する。書写者の意識が、それぞれの「公卿補任」の注記に最も現われるのは、次の点である。例えば、三条西本「公卿補任」では、三条西家代々の諱を一字省略しており、山科本「公卿補任」では、山科家代々の諱を一字省略している。前田育徳会尊経閣文庫54冊本「公卿補任」では、16巻や46巻においては山科家祖代々の諱を、36巻や45巻においては三条西家祖の諱をそれぞれ一字省略していた。前田育徳会尊経閣文庫54冊本「公卿補任」の場合、33巻から45巻までには日野西本や山科本「公卿補任」と同じ奥書が記されていない。この間は、三条西家祖の諱を一字省略していることから判断できるように、三条西本の影響を受けていることがわかる。つまり、現在残っている書写本の中には、終始一貫した祖本をもとにした写本ではなく、特定の年期部分だけ別系統の写本をもとに書写されているものもあることがわかる。これは、現存する全ての写本を終始確認する作業が必要となってくるが、それは今後委ねたい。

また、とりわけ今回の調査で、東京大学史料編纂所所蔵徳大寺家本「公卿補任」（徳大寺本30-01-70）を発見できたことは収穫である。前述したように、現存する書写本の正親町天皇代分までの多くが、山科言継の書写にかかる写本をもとにしている。しかし、本史料は天文21年⁽¹⁵⁵²⁾から弘治3年⁽¹⁵⁵⁷⁾とわずか6年の記載をもつ紙綴綴冊子本ではあるが、山科本とは別系統の写本であると判断できる。その理由は、公家の地方下向、

各年条冒頭の上卿¹⁵⁾名や未拝賀¹⁶⁾など、山科本をもとにする『公卿補任』に確認できない注記情報をもつからである。徳大寺家本「公卿補任」の書写者は明らかではないが、当該期間において山科言継が獲得する情報よりも詳しい情報を獲得することができる立場にある公家であろう。

つぎに尊卑分脈について確認する。尊卑分脈についても、『尊卑分脈』には確認できない近世前期までの書き継ぎ部分が存在する谷森本「尊卑分脈」や東山御文庫本「尊卑分脈」、また『尊卑分脈』より詳細な記載をもつ「閑院一流系図」などが確認できた。とりわけ、戦国期から近世初頭の詳しい公家の子息の人数や動向は、『尊卑分脈』や『系図纂要』からではつかむことができない。こうした系図を研究者に周知させることは、今後の研究にも資するところがある。

このように、書写本によって字句の異同が多い両書を刊本にした『公卿補任』『尊卑分脈』の性格として、「現在の公卿補任は客観性を重視した形式に改めたものである」という指摘もある¹⁷⁾。刊本にした『公卿補任』では、書写者と関係ある家祖の諱の一字省略を反映させることを意図的に避けているため、公卿補任や尊卑分脈に含まれる情報も、書写者の解釈や意識が含まれた情報であることを、史料を利用する私たちは留意しておく必要がある。このことを、今回の調査により改めて確認することができた。

3. 中世後期の公卿補任・尊卑分脈の変遷

以上の調査概要・調査成果にもとづき、当該期の古記録から確認できる記事を参照しながら、中世後期の公卿補任・尊卑分脈の変遷について概観してみたい。

(1) 公卿補任

詳細な尻付を付す現在の体裁の公卿補任が成立してくるのは、^(961~) 応和以後^(~995) 長徳以前の30数余年の間である¹⁸⁾。その後、平安時代の古記録にはあまり公卿補任関係記事があらわれないが、中世以後の古記録に頻出してくるようになる¹⁹⁾。南北朝期の『師守記』には、大外記中原師茂が天皇の命や諸家の依頼に応じて、諸家の補任・歴名を書き直す記事が頻繁に見られる。「補任」とは官職ごとに毎年あるいは天皇の歴代ごとに、補任された者を記入した帳簿であり、「歴名」とは位階ごとに叙されたものの氏名を、叙位のつど書き加えた帳簿であり、両書は総称して「補歴」とも呼ばれた。これらの台帳は南北朝期には外記局が保管し、

叙位任官ごとに外記が記入・修正を行っていた。しかし、^(1464~) 後土御門天皇期以後にはその作業は外記から近臣の手へと移り、また各々が所蔵する補歴を相互に貸借するなどして適宜修正するようになる²⁰⁾。これらの官位昇進の記録した帳簿をもとに、公卿補任が集成されていったとされる。広橋兼頭（守光祖父）は、⁽¹⁴⁷⁶⁾ 文明8年から同⁽¹⁴⁷⁸⁾ 10年の頃、正親町公兼から洞院本を祖本とする正親町本を借り受けて書写していたことが、『兼頭卿記』や山科本「公卿補任」奥書からわかる²¹⁾。続いて、三条西本「公卿補任」の筆者三条西実隆⁽¹⁴⁸⁸⁾の書写活動は、『実隆公記』に散見され、長享2年から永正2年に及んでいる。そして、山科本「公卿補任」の山科言継の書写活動は、山科本「公卿補任」奥書や『言継卿記』に散見され、大永7年頃⁽¹⁵²⁷⁾から広橋兼秀⁽¹⁵²⁹⁾に公卿補任を借り、享禄2年から開始し、永禄13年⁽¹⁵⁷⁰⁾に及んでいる。言継はその祖本の大部分（5分の4）を広橋兼秀家蔵本から借り受けており、兼秀もまた禁裏本などを借用し家の不備本を補っている。

現存している諸本以外にも、いくつかの家が公卿補任を貸借し書写していたことが古記録上から確認できる。官位昇進の際に公卿補任を用いて先例を引勘している事例がある²²⁾ため、こうした必要から公卿補任を備えておく必要があったのであろう。

補歴が公卿補任の土台だという見解は、先行研究で一致している。『実隆公記』や『言継卿記』の正月一日条の何年かに確認できる「公卿補任書之」「公卿補任草之」「公卿補任当年分書之」の記事も、当年の補歴を作成したことであると解されている。但し、疑問点も存在する。実際現存している歴名・補任は官位のみが記載された史料であり、下向・未拝賀・上卿・家族の死去などの注記は記されていない。これらを記す記録は、公卿補任だけである。公卿補任が補歴をもとに同年よりも数年後編纂された史料であるならば、編纂する際には、何の史料をもとに官位以外の情報をまとめるのか。公卿補任は、正月1日時の従三位・参議以上の人間を官職順に同官職内は位階順に載せているが、その年の途中で官職が昇進した人間は、両官職の項にまたがって記されており、昇進した先の官職項内ではその人間の位階によっては末席にこない場合もある。それでも位階に関係なく同官職項内の末尾に記され、人物の上部分に「位何々上」（何々には彼よりも下の位階をもつ同一官職の人間が入る）と記される。公卿補任が補歴をもとに同年よりも数年後編纂された史料であるならば、どうして同一官職項内を一つの位階順で並べるなど整理してしまわず、あくまでその年

の正月1日時の並びを保持して記し、「位何々上」などの注記喚起の情報を記すのか。さらに、下向・未拝賀・上卿の情報を引勘する際にも、そうした情報が載せられた同年の史料が必要であろう。つまり、『言継卿記』や『実隆公記』の正月1日条に見られる「公卿補任書之」を「当年の補歴を作成している」と字句とは異なる解釈をするよりも、正月1日時の下向・未拝賀・上卿を記載した公卿の「補任」(草案)が作成されていると捉える方が実態を理解しやすいのではないか。

(2) 尊卑分脈

永和年間前後に成立した「新編纂図本庁尊卑分脈系譜雑類要集」は、洞院公定が自らの属する閑院流のつながりや祖父公賢による様々な家記の集積を受け継ぐという物理的要因と、閑院流の嫡庶問題という心的要因のもとで編纂が成し遂げられた系図である。応永⁽¹⁴⁾33年には、公定孫満季が後小松院の命を受けて本朝皇胤紹運録を編纂している⁽²³⁾。また、室町殿義教の代や文安から宝徳年間にかけての義政の代において、彼ら室町殿の命により「系図屏風」が作成されている。続く文明8年には室町殿義政により諸家系図の提出が命じられ、御所の消失により史料がなくなるも同10年にも義尚が再び命じるなど、この時期には室町殿によって公武の秩序化を目的とした系図作成事業が行なわれていたという⁽²⁴⁾。

一方、公定編の系図は、文明8年に洞院公数が出家の際に家伝の記録・文書類とともに売却したようで、それを転法輪三条公敦が入手している。永正年間頃に、その系図が「洞院撰定諸家系図」と呼称されていたことが先学により指摘されている⁽²⁵⁾。明心⁽¹⁴⁹⁵⁾4年には、禁裏黒戸に控えている三条西実隆のもとに、転法輪三条実香(公敦息)から「系図十一冊」が貸し出されている⁽²⁶⁾。永正4年から同7年にかけては、持明院基春のもつ「諸家系図」が禁裏や諸公家の利用に供している⁽²⁷⁾。そして天文14年に、広橋兼秀が山科言継から「当一流系図并諸家系図」を借りていることは興味深い⁽²⁸⁾。なぜならば、谷森本「尊卑分脈」の奥書「天文廿一年三月十五日以広橋相兼秀卿家本書写之、左兵衛佐卜部兼右」「天文二十一年五月六日以広橋相兼真筆之本書写」や、前田本「尊卑分脈」の奥書「天文廿一年三月十一日以広橋相兼秀卿家本遂書功了、左兵衛佐卜部御判」から確認できるように、天文21年3月ないし5月に吉田兼右が書写したのが兼秀から借りた系図であるからである。おそらく、天文14年に兼秀が言継から借りた「諸家系図」は、兼秀による系

図書写に利用された可能性がある。永禄3年⁽¹⁵⁶⁰⁾には、正親町天皇の命により四辻公遠と万里小路惟房とが「諸家の系図」の修復作業を行なっている⁽²⁹⁾。

このように一貫して「諸家系図」という系図が、公家たちの利便に供していることが確認できる。一般的な名称ではあるため決定的ではないが、これが洞院公定撰の系図に相応する内容をもっている、もしくは公定撰の系図の継承関係にあたる系図であるとみて差し支えないだろう。

なおこうした系図は、先例に照らして名字の可否を判断したり、過去の人物の名字の読みを確認したり、官位昇進のための支証の役割をはたしている⁽³⁰⁾。

4. 結 語

本稿では、両書の諸書写本の注記の異同について注目して検討してきた。書写者の立場により把握できた情報に差異が生じて注記の異同が存在することが明らかとなった。

公卿補任・尊卑分脈・歴名土代・弁官補任・職事補任・諸家伝などは、これまで書誌学的に各々に検討されてきた。但し、書写者や書写年代や注記の近似性、書目の引用など相互の関連性を鑑みると、これからはより複合的な視点で検討することが今後求められる。

公卿補任においては、現在刊本の書写奥書で遡れるのが宝徳・文安・寛正年間の洞院家本であること、尊卑分脈が永和年間前後の洞院公定の編纂によること、そして本朝皇胤紹運録も応永年間の洞院満季の編纂によること、洞院家の情報集積活動についても明らかにする必要がある。各史料の書写と伝来を有機的に結び付けて検討していくことで、当該期の朝廷・公家社会の特質、ひいては現在確認できる史料の利便性を向上させることができるようになる。

また、本稿ではふれられなかったが、戦国期に「諸家系図」と呼ばれていた史料は、文禄3年⁽¹⁵⁹⁴⁾には「大系図」と呼ばれている⁽³¹⁾。この系図は『寛永諸家系図伝』では「官本」として引用されていると考えられ、現在残る尊卑分脈の諸書写本の中には「大系図」との表題をもつ系図もある。元禄年間の尊卑分脈という名称決定以前の名として、「大系図」が「諸家系図」から再編・修正された系図に該当するのではないだろうか。中世後期の書写活動が、こうして近世社会成立期に編纂された『寛永諸家系図伝』に与えた影響を鑑みると、朝廷・公家が当該期に果たした役割を明らかにする必要がある。

註

- 1) 洞院公定が編纂した系図は、「新編纂図本朝尊卑分脈系譜雑類要集」という書名をもつ。中世後期の段階においては古記録上、「何家系図」や「何流系図」など個別の系図が多く確認できる。また、文明年間以降古記録上で断続的に確認できる「諸家系図」も、様々な系図の集合体の系図群であることを想定することはできるが、現在確認できる尊卑分脈と同形態のものであるとの判断を下すことは難しい。
- 2) 書誌学的な説明は、皆川完一「尊卑分脈」(『国史大系書目解説』下巻、吉川弘文館、2001年)に詳しい。
- 3) 書誌学的な説明は、美川圭「公卿補任」(『国史大系書目解説』下巻、吉川弘文館、2001年)に詳しい。
- 4) 富田正弘「戦国期の公家衆」(『立命館史学』509号、1988年)。
- 5) 山本信吉「尊卑分脈の注記と三會定一記」(『新訂増補国史大系月報』62、1967年)。
- 6) 註3)美川論文。
- 7) 「守光公雑記」(国立歴史民俗博物館所蔵広橋家旧蔵記録文書典籍類 H-63-942-1・H-63-942-2・H-63-943・H-63-944)。
- 8) 3巻のうち第1・2巻に、大永2年5月に広橋兼秀が書写した、という奥書をもつ。
- 9) 「補略 永禄六年」(国立歴史民俗博物館所蔵 広橋家旧蔵記録文書典籍類 H-63-555)は、内題に「永禄六年正」とあり、太閤以下出家者や前官者も含め官位順に公卿、殿上人、地下が列挙され姓名・法名・位階などが記された史料である。「補略」については、湯川敏治編「歴名土代解題」(『歴名土代』続群書類完成会、1996年)を参照。
- 10) 佐藤健太郎「万里小路惟房書写本『弁官叙任勘例』について」(『古代史の研究』13、2006年)を参照。
- 11) 「異本公卿補任」(橋本政宣編『公家事典』吉川弘文館、2010年に所収)は、弘治4年～永禄11年分が存在し、広橋兼秀自筆である。山科言継の書写本にもとづく『公卿補任』に含まれていない情報を確認することができる。その一つが、永禄6年条に見られる万里小路惟房の「敷奏」辞退と息輔房の「敷奏」勅許の記事である。『公卿補任』では確認できないが、『惟房公記』(永禄7年正月2日条)には、確かに旧冬(永禄6年)に父惟房が「敷奏」を辞退し、そして息輔房が「敷奏」を仰せられていることが記されており、「異本公卿補任」の記述はその情報を把握した兼秀が記したものである。一方で、言継はその情報を関知していない(もしくは記す必要がないと考えたか)のである。
- 12) 『公卿補任』⁽¹⁴⁵⁵⁾ 享徳4年、⁽¹⁴⁵⁷⁾ 康正3年、⁽¹⁴⁷⁰⁾ 文明2年、⁽¹⁴⁷³⁾ 文明5年、⁽¹⁴⁷⁵⁾ 文明7年、⁽¹⁴⁸¹⁾ 文明13年、⁽¹⁴⁹⁰⁾ 延徳2年、⁽¹⁵⁰⁶⁾ 永正3年、⁽¹⁵⁰⁸⁾ 永正5年条に確認できる表記は、一貫して「未拝賀」である。
- 13) 田島公編『禁裏・公家文庫研究』(第1～3輯、思文閣出版、2003年・2006年・2009年)。吉岡眞之・小川剛生編『禁裏本と古典学』(塙書房、2009年)。酒井茂幸『禁裏本歌書の蔵書史的研究』(思文閣出版、2009年)。
- 14) 註2)皆川・註3)美川論文参照。
- 15) その日・行事の政務を担当する現任の公卿。
- 16) 叙位任官や昇殿・牛車乗用の特権勅許などの昇進に際して、上位者に対して行なう報酬の儀礼行為。そうした昇進後行なうべき拝賀を行なっていない状態が、未拝賀と呼ばれる。戦国期における拝賀行為の減退については、桃崎有一郎「中世後期における朝廷・公家社会秩序維持のコストについて―一拝賀儀礼の分析と朝廷の経済構造―」(『史学』76-1、2007年)を参照。
- 17) 註2)美川論文参照。
- 18) 土田直鎮「公卿補任の成立」(『国史学』65、1955年)・斎木一馬「公卿補任」(『日本歴史』194、1964年)。
- 19) 虎尾達哉『公卿補任の基礎的研究―成立過程と書写状況の追求―』(科学研究費補助金(基盤研究B)研究成果報告書、課題番号07610339、1996年)。
- 20) 註7)湯川論文・金子拓「戦国期室町幕府・大名・国人と官位―「歴名土代」をめぐる―」(『中世武家政権と政治秩序』吉川弘文館、1997年)。
- 21) 山科本「公卿補任」の本奥書からは、宝徳・文安・寛正年間の頃に正親町持季(公兼父)が洞院本を書写したこと、また山科本「公卿補任」奥書から「此本東山左府自筆云々」(東山左府=洞院実熙)がわかるが、正親町持季の書写段階以前に遡った指摘は現在のところなされていない。
- 22) 『宣胤卿記』永正8年3月19日条・『実隆公記』大永7年3月25日条。⁽¹⁵³¹⁾
- 23) 現在の『尊卑分脈』が第三から始まることから、第一・二の欠の内容を皇室系図にあてる解釈もされているが確定されてはいない。一つ参考になるのが、文明18年に季弘大が、「天子大臣諸家譜系図」という系図を閲覧し、土岐氏・佐々木氏が掲載されていないことを疑問に感じている記事である(『庶軒日録』文明18年5月1日条)。この仰々しい書名の系図が公定編系図と同内容のものであるならば、やはり天皇がはじめにくる可能性もある。
- 24) 松蘭斎「中世公家と系図―『尊卑分脈』成立前後―」(歴史学研究会編『系図が語る世界史』青木書店、2002年)。
- 25) 末柄豊「洞院公数の出家―東山御文庫本『洞院家今出川家相論之事』から―」(田島公編『禁裏・公家文庫研究 第一輯』思文閣出版、2003年)。
- 26) 『実隆公記』⁽¹⁴⁹⁵⁾ 明応4年3月2日条。
- 27) 持明院基春のもつ「諸家系図」と、転法輪三条公敦が入手した公定編の「諸家系図」との関係性は明らかでないが、末柄註25)は同類のものである可能性が高いとする。
- 28) 『言継卿記』天文14年8月4日条。⁽¹⁵⁴⁵⁾
- 29) 『お湯殿上の日記』永禄3年9月26日条。⁽¹⁵⁶⁰⁾
- 30) 過去の人物の名字を確認『晴富宿禰記』文明10年2月8日条・『実隆公記』⁽¹⁴⁹⁵⁾ 明応4年11月25日条、官位昇進に際して利用『長興宿禰記』⁽¹⁴⁸⁶⁾ 文明18年7月12日条・『宣胤卿記』⁽¹⁴⁸⁶⁾ 文亀2年3月5日条。
- 31) 『兼見卿記』⁽¹⁵⁹⁴⁾ 文禄3年5月4日条・『言経卿記』同日条。

表 1 調査史料概要

史料名	所蔵機関	所蔵番号	先行研究による指摘	調査によって確認された特徴	法量	形態	形態	備考
公卿補任	東京大学史料編纂所	徳大寺本 30-01-01~70			28.0×20.0	袋綴装 2 ツ目綴	70冊	神武〜靈元。
公卿補任 から弘治3年	東京大学史料編纂所	徳大寺本 30-01-70		国史大系本に確認できな注記あり(下向・在国記事・未拝覧など)。	27.0×21.2	袋綴装紙綴綴	1冊	原表紙端に「後奈良院 第三公卿補任」。
公卿補任 から天正5年	東京大学史料編纂所	徳大寺本 30-01-71		国史大系本の注記とほぼ同一。	27.5×21.6	袋綴装紙綴綴	1冊	原表紙端に「公卿補任 当今第二」。
本朝尊卑分脈図 上・下	東京大学史料編纂所	4375-8-1~2	前田本16冊のうち源氏(上)・平氏橋氏(下)の2冊。		32.3×22.0	袋綴装 4 ツ目綴	2冊	奥書「本云、天文廿一年三月十五日以広橋相兼秀卿家本書写了、左兵衛佐卜部兼右、墨付卅四枚」。
尊卑分脈 東山御文庫	京都御所内東山御文庫 (東京大学史料編纂所 所蔵写真帳で確認)	6170.67-1-117 ~121	①藤氏内麻呂公流・魚名公流・時長流 ②藤氏藤成朝臣流・実頼公流・良門流・未茂流 ③源氏嵯峨、仁明・文徳、清和上巻一④清和上巻二・三⑤清和下巻一・二・三	烏丸光賢(1600~1638)・柳原業光(1595~1654)・広橋綏光(1616~1654)・四条隆術(1611~1647)などの近世書継あり。		装丁折本	4冊	奥書なし。
尊卑分脈 林家訂正本	前田育徳会尊経閣文庫	5 10 書	公卿伝などを含むイ本注記が多い。	イ本・官位履歴部分に朱鈎・朱筆、東京大学史料編纂所本の昭和34年影写本8冊あり。			15冊	国史大系の底本、最も善本。
尊卑分脈 前田本	前田育徳会尊経閣文庫	5 1			30.0×20.6	袋綴装 4 ツ目綴	16冊	第3冊奥書「天文廿一年三月十一日以広橋相兼秀卿家本書了、左兵衛佐卜部御判、天正十九辛卯年四月廿七日唯神院以自筆御本書之畢、重而遂校考畢、五月三日、梵舜判」。
公卿補任	前田育徳会尊経閣文庫	7 71 外		卷16に「実一」(山科家祖、藤原実教)の記載、36巻や45巻に「公一」(三条西家祖、公豊や公保)の記載、46巻に「言一」(山科家祖、山科言綱・山科言国)の記載をもつ、代々の譜を一字省略。6冊41丁冒頭に朱書「是ヨリ末牛庵本ヲ以書入」。33冊奥に挟み込み切紙「臣鳳卿按康永二年三年補任錯入卷第六冊末」(加賀藩土書物奉行津田鳳卿を示すカ)。		袋綴装 5 ツ目綴	54冊	神武〜正親町。1・53・54冊の奥書に「修史官蔵本ト校合ス、明治十七年四月」。
公卿補任 山科本	前田育徳会尊経閣文庫	7 22 書政	正親町天皇以前については、現存する書写本の多くに利用される。	山科家代々の譜を一字省略。紙背文書あり(多くは和歌関係)。	24.5×21.5	(袋綴装カ) 4 ツ目綴	33冊	最も流布している奥書をもつ。

公卿補任 三条西本	宮内庁書陵部	415-296	日野西本とも称される。	三条西家代々の諱を一字省略。1巻は散位の公卿の記載なし(各尻付に後年の履歴も記載)。2・3巻には紙背文書あり。			3冊	1巻(永祚元~寛弘7), 2巻(文和元~康安元), 3巻(嘉吉元~享徳元)。
公卿補任 御系譜掛本	宮内庁書陵部	270-189					60冊	山科家本の奥書をもつ。
諸家大系図(尊卑分脈) 谷森本	宮内庁書陵部	谷-447		注記内容は脇沢本・前田本・内閣文庫本に近い。近衛家では尚嗣(1622~1653), 九条家では敦平(1609~1688)までなど近世までの書き継ぎが所々に確認できる(国史大系本には反映されていない)。		30.8×24.1	14冊	第10冊奥書「天文二十一年五月六日以広橋重相真筆之本、書写之畢、判、第12冊奥書「天文二十一年三月十五日以広橋重相兼秀卿家本、書写之、左兵衛佐卜部兼右」。
尊卑分脈 谷森本	宮内庁書陵部	谷-446	藤氏一、公季公孫の閑院流を収める。		28.3×22.5		1冊	奥書「□□(天正カ)十一年中秋廿感得之」。
尊卑分脈 大澤本	宮内庁書陵部	271-395	故実叢書『尊卑分脈』の底本。	内閣文庫本と同じく、飛鳥井雅親以降近世まで書き継ぎあり。	33.0×23.5		20冊	
藤氏系図 伏見宮本	宮内庁書陵部	桂-1161		撰家嫡流	33.0×数紙		1巻	
藤原氏分流系図 坊門・水成瀬・楊梅	宮内庁書陵部	414-45		道隆公孫・道綱卿孫を収載。国史大系本に含まれない水無瀬季兼以下の記載あり。	52.8×37.5		一紙	
閑院一流系図	宮内庁書陵部	B6-515		西園寺公名以降、注記・子息ともに国史大系本よりも詳細な記載をもつ。	28.0×一紙 38.3(27紙貼継)		1巻	一紙目冒頭に「此書雖不係公夏卿之華跡先代之為書写無疑故□□□□□」。
閑院流公卿補任 3・4・6(水木家資料)	国立歴史民俗博物館	H-1242-7-150-1~3		閑院流公家の抄出。拝賀の際、扈從した公家などを注記。	24.3×17.5		3冊	3巻(元徳元~永徳2), 4巻(永徳3~明応9), 6巻(承応4~享保17)。
尊卑分脈別本(広橋家記録)	国立歴史民俗博物館	H-63-922	①藤氏第三(前欠から六)②七から十五③京極氏④藤氏総系、藤氏第一・二⑤桓武平氏・仁明・光孝・文徳系、橘氏を収める。	①顯隆卿流の記載は、藤原為房に「五位職事之時加伝奏」、葉室光忠に「文正之時父子在敵陣文明九五月日教忠卿勅免同十一月日帰参」など、国史大系本にない注記あり。③京極氏の記載は、佐々木(京極)氏信女を五人釣るなど(国史は4人と注記で五人目を示す)、国史大系本と異同あり。			5巻	京極氏奥書に「此系図者江州犬上主黒田覚證院依為京極之拔萃而伝家也、爰照政下臣下祐再写是故就懇望写之也」。